次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び装置	搬送周波数（メガヘルツ）	電力（ワット）	空中線コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
									カテゴリー／グライドパス角度
3　ＩＬＳ									
（略）									
新千歳上欄に同じ 19R ＩＬＳ	新千歳空港内	ローカライザー	111.5	10	182°	ＩＣＳ	24時間	昭和63年７月20日	カテゴリーⅢ／3.0°
		グライドスロープ	332.904 332.896	2 0.2					
		インナーマーカー	75	1					
		ＤＭＥ	1,013	100					
（略）									

改正前

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び装置	搬送周波数（メガヘルツ）	電力（ワット）	空中線コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
									カテゴリー／グライドパス角度
3　ＩＬＳ									
（略）									
新千歳上欄に同じ 19R ＩＬＳ	新千歳空港内	ローカライザー	111.5	10	185°	ＩＣＳ	24時間	昭和63年７月20日	カテゴリーⅠ／3.0°
		グライドスロープ	332.904 332.896	2 0.2					
		インナーマーカー	75	1					
		ＤＭＥ	1,013	100					
（略）									

附　則

この告示は、令和七年十一月二十七日から施行する。

○国土交通省告示第九百八十三号

宮古空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　宮古空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　宮古空港内及びその周辺　沖縄県宮古島市

四　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
進入角指示灯	発光ダイオード、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大七万九千カンデラ、航空赤最大二万千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個
（略）			

変更前

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個
（略）			

附　則

この告示は、令和七年十月三十一日から施行する。